

## 第35回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年4月30日(木)午前9時30分より、第35回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号報告 特定農地貸付けの解除による通知について

第4号報告 市民農園の廃止による通知について

#### (出席委員)

1番 久世谷 幸治	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 高田 悦和	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛

#### (欠席委員)

5番 古川 嘉嗣 14番 山本 晃一郎

#### (農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 水谷 修 北村 嘉朗

#### (事務局)

土肥 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

( 午前9時30分 開会 )

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  
本日は古川委員、山本委員から欠席の届がなされております。  
本日の定例総会は委員定数14名の内、出席委員12名、欠席委員2名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。  
また、北浦推進委員、江口推進委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第35回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員は、中西委員、辻委員のお二人にお願いいたします。  
現地調査委員につきましては、久世谷委員、徳田委員です。  
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して6件をご説明申し上げます。なお、議案の読み上げは省略させていただき、概要説明のみとさせていただきます。  
番号1につきましては、新規就農のため、借受世帯の経営面積は0となっております。また、当該地は耕作困難な状況にありますが、借人の世帯に農業経験者がおられることや東宇治地区農家組合長の支援もあると聞いておりますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イに定める「開発して農用地とすることが適当な土地」と考えております。  
番号2につきましては、賃貸借の期間を更新するものです。  
番号3から番号5につきましては、使用貸借の期間を更新するものです。  
番号6につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により、貸人から京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、京都府農業会議から借人に賃借権の設定を行うものです。  
なお、マッチングについては、令和2年3月2日の連絡調整会議において協議され、別添、「農地中間管理事業に係る宇治市の基本的な考え方について」に基づき、最も優先順位の高い「現に耕作している借受希望者」を借人とされております。

	<p>以上6件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、久世谷委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
久世谷委員	<p>報告します。去る4月22日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p>
	<p>番号1の炭山、及びの利用状況ですが、少し荒廃している状態の茶畑と不作付地でした。現状のままでは畑として活用できないかと思えます。</p>
	<p>番号2の槇島町の利用状況ですが、畑として玉ねぎ等が作付されており、適切に管理されていました。</p>
	<p>番号3の槇島町並びに槇島町の利用状況ですが、田として耕耘がされており、適切に管理されていました。</p>
	<p>番号4の安田町、及びの利用状況ですが、田としてきれいに管理されていました。</p>
	<p>番号5の安田町の利用状況ですが、現状は田で、少し草が生えてきておりましたが、草刈り機等で十分対応できる範囲で問題はないかと思えます。</p>
	<p>番号6の槇島町及び並びに小倉町の利用状況ですが、田としてきれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>番号1についてですが、貸借期間1年で何か作付できるんですか。作付できたら継続されるといった形になるのでしょうか。</p>
局 長	<p>現地調査の報告で説明していただきましたように、当該地は荒れている状態ですので、すぐに作付はできません。営農計画書によりますと、はじめの半年間はきれいに畑として整備し、残りの半年間で野菜等を作付する計画になっております。利用権設定は期限が来たら自動的に終了いたしますので、1年間、きちんと農業できるか確認してから、来年の更新時に継続するか否かを決定する流れになります。</p>

井内委員	貸借期間 1 年は、本人からの申出によるものですか。事務局から指導したものでですか。
局 長	新規就農については、宇城久のルールとしてまずは 1 年の貸借から始めていただくようお願いしております。
中林委員	借人は、農業に関してまったくの初めてなんですか。他所で経験を積まれてはいないんですか。
局 長	借人は初めてですが、借人の父が農業経験者と聞いております。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	<p>それでは、第 1 号報告から第 4 号報告まで一括してご説明申し上げます。なお、議案の読み上げは省略させていただき、概要説明のみとさせていただきます。</p> <p>はじめに、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、道路に面している西側を進入路とし、雨水については、南側の雨水枡へ排水するものです。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第 2 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、農地中間管理事業により借受けて耕作していた農地の貸借について、京都府農業会議より農業委員会に対し合意解約の通知があったも</p>

	<p>のです。</p> <p>番号 2 及び 3 につきましては、貸人と京都府農業会議の農地の貸借並びに京都府農業会議と借人の農地の貸借について、京都府農業会議より農業委員会に対し合意解約の通知があったものです。</p> <p>次に、「第 3 号報告 特定農地貸付けの解除による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき開設していた市民農園を廃止したため、届出人より農業委員会に対し特定農地貸付けの解除の通知があったものです。</p> <p>次に、「第 4 号報告 市民農園の廃止による通知について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、市民農園整備促進法に基づき開設していた市民農園を廃止したため、届出人より農業委員会に対し市民農園の廃止の通知があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。
水谷推進委員	第 2 号報告についてですが、合意解約後は当該地をどうするのか聞いていますか。
局 長	番号 1 につきましては、次の耕作者が決まっていると聞いております。番号 2 及び 3 につきましては、合意解約により所有者に耕作権が戻った形になります。
水谷推進委員	所有者が自ら耕作されるんですか。
局 長	所有者に返還された後のことは聞いておりません。現段階では所有者の手元に戻った状態です。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いた

します。どうもご苦労様でした。

(午前9時45分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_